

湯浅町職員採用試験実施要項(第1回) (身体に障がいのある方)

湯浅町総務課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町大字青木 668 番地 1

TEL : 0737-63-2525 (代表) 0737-64-1108 (総務課総務係直通)

ホームページ : <http://www.town.yuasa.wakayama.jp/>

下記のとおり令和3年度湯浅町職員採用試験を実施します。

記

1. 採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

(1) 採用予定人員 一般行政職 (身体に障がいのある方) 1名

(2) 職務内容

一般行政職 : 町長部局又は教育委員会部局等の事務に従事します。

※身体に障がいのある方が対象です。

※他の試験区分との併願はできません。

(3) 採用予定時期 令和4年4月1日

2. 受験資格

(1) 年齢・資格に関する要件

職 種	受験資格
一般行政職 (身体に障がい のある方)	① 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに 生まれた方 ② 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手 帳 (1級~4級) の交付を受けている方

(2) 日本国籍を有する方

(3) 令和4年4月1日からの勤務が可能な方

(4) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

3. 一次試験の日時及び場所

(1) 日 時 : 令和3年10月31日 (日) 午前8時45分開始予定

(2) 場 所 受験票の返送時にお知らせします。

4. 試験の方法及び内容（予定）

(1) 作文試験（50分）

文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験

(2) 教養試験（2時間）

公務員として必要な一般的基礎知識についての筆記試験

(3) 一般性格診断検査（30分）

公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向の面からみる検査

(4) 職場適応性検査（30分）

公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の面からみる検査

※採用試験を受験するにあたり、補装具等を使用することができます。
車椅子、ルーペ等の補装具の利用、また手話通訳等を希望する場合は、
申込用紙別紙の「身体障害者手帳に関する申出書」にその旨記載すると
ともに、申込みの際に総務課までお知らせください。
なお、補装具は各自でご用意ください。

5. 一次試験合格発表

令和3年11月末ごろ（予定）に本人宛に通知

6. 二次試験

令和3年12月中旬（予定）に面接試験等を予定

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所及び受付期間

場所：湯浅町役場2階 総務課（16番窓口）

期間：令和3年7月9日（金）から8月10日（火）

午前9時～午後5時（土日祝は除く。郵送の場合は、期間内の消印があるものに限ります。）

(2) 郵便により請求される場合

申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に受験を希望する試験区分（「採用試験申込書請求（〇〇職）」）を朱書きし、120円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（角2号）を必ず同封して、湯浅町役場

総務課宛に請求してください。

郵便による請求期間は令和3年7月9日(金)から8月2日(月)到着分までです。

(3) 申込方法

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真(裏面に氏名を記入したものを貼り、湯浅町役場総務課へ直接持参する又は郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「湯浅町職員採用試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で郵送してください。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合があります。

受験票が一次試験日の7日前までに到着しないときは、湯浅町役場総務課までお問い合わせください。

8. 合格から採用まで

この試験の合格者は、任用候補者名簿に登載され、その中から湯浅町職員として採用される方が決定されます。

採用された方は、職員の給与に関する条例の規定により給料等が支給されます。

受験資格がなかったこと、採用試験申込書その他提出書類の記載事項に正しくないことが明らかになった場合、また採用時に必要書類の提出が無い場合は、合格または採用を取り消すことがあります。

高校及び大学卒業見込の方については、令和4年3月末までに卒業できなかった場合は採用されません。

9 その他

この試験についての問い合わせは、湯浅町役場総務課までお願いします。